

平成23年12月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官坂本修一

平成23年(八)第 [REDACTED] 号 貸金請求事件

口頭弁論終結日 平成23年11月21日

判 決

栃木県宇都宮市下戸祭2丁目3番25号

原 告	アペンタクル株式会社
同代表者代表取締役	五十嵐 信
同訴訟代理人支配人	金 田 誠

北海道 [REDACTED]

被 告	[REDACTED]
同訴訟代理人司法書士	北 條 秋 男
同	二 口 侑 亮

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は原告に対し、46万5686円及びうち33万7063円に対する平成23年9月1日から支払済みまで年26.28パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1. 請求原因

別紙請求の原因記載のとおり

2 被告の認否

請求原因事実はすべて認める。

3 抗弁

(1) 訴外[REDACTED]は、原告との間の平成11年8月30日から平成17年6月7日までの間の金銭消費貸借取引により、原告に対し、不当利得金52万8715円及び内金52万6875円に対する平成17年6月8日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払請求権（過払債権）を有していた。

(2) 訴外[REDACTED]は、平成23年10月11日、被告に対し、(1)の過払債権を譲渡し、同年10月17日到達の書面により譲渡した旨の通知をした。

(3) 被告は、平成23年10月31日の第2回口頭弁論期日において、上記債権をもって、原告の本訴請求債権とその対当額において相殺するとの意思表示をした。

#### 4 原告の認否

抗弁事実は認める。

#### 5 再抗弁

本件債権譲渡は、平成23年10月14日にされており、本件訴訟の提起後、本訴請求債権と相殺することを目的として行われたことは明白であり、その経緯は司法書士[REDACTED]及び司法書士北條秋男によりあっせんされたものと考えられるところ、譲渡人代理人の行為は、譲渡人の利益を害するものであり、弁護士法28条及び73条の趣旨に照らし、法秩序を害するおそれが高く、公序良俗に反して無効である。

### 第3 当裁判所の判断

1 請求原因事実及び抗弁事実は、当事者間に争いがない。

2 原告は、債権譲渡について、譲渡人代理人の行為は、譲渡人の利益を害するものであり、弁護士法28条及び73条の趣旨に照らし、法秩序を害するおそれが高く、公序良俗に反して無効であると主張する。しかし、債権譲渡により譲渡人の利益を害したと認めるに足りる事実は認められず、また、譲渡人及び譲受人の代理人において、本件債権譲渡により不当な利益を得ようとしたもの

であったとも認めることができない。

3 以上によれば、本訴請求債権と過払債権とは、訴外[ ]が債権譲渡通知をした平成23年10月17日に相殺適状になったというべきである。そして、被告が平成23年10月31日にした相殺の意思表示によって、本訴請求債権47万7092円（元金33万7063円及びこれに対する平成22年3月20日から平成23年10月17日までの年26.28パーセントの割合による遅延損害金14万0029円の合計額）と過払債権69万5799円（元金52万8715円及び内52万6875円に対する平成17年6月8日から平成23年10月17日までの年5パーセントの割合による金員16万7589円の合計69万6304円のうち被告が主張する金額）とは、平成23年10月17日、対当額において相殺の効果が生じ、これにより、被告の原告に対する過払債権69万5799円は、47万7092円が消滅し、原告の被告に対する本訴請求金債権の残元金及び遅延損害金債権の全部が消滅したことになる。

4 以上によると、原告の請求は、理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

宇都宮簡易裁判所

裁 判 官 上 田 正 俊

(別紙)

## 請求の原因 (1)

1、原告は被告に対し、平成17年6月2日、金銭消費貸借包括契約を締結し金員を貸し渡した。

### 2、返済期日及び返済方法

i 毎月8日限りとし、但し約定返済期日が原告窓口休業日に当たる場合は翌営業日とし、借入合計額に対する最低返済額以上を原告に持参又は送金して支払う。

ii 利 息                      年 利        29.200 %

iii 遅延損害金                年 利        29.200 %

iv 特 約                      利息、遅延損害金の計算は年365日の日割計算とする。

v 期限の利益の喪失        分割金の支払を一回でも怠った場合は期限の利益を失い、残元金に利息・損害金を合わせて一時に支払う。

3、貸付及び返済の内訳は、別紙計算書のとおり

(但し、利率は利息制限法所定の利率で計算し直した。)

## 請求の原因（2）

1. 原告と被告は、平成 20 年 10 月 10 日に和解契約を締結した。
2. 返済期日及び返済方法
  - (1) 総額を金 591,000 円とし、平成 20 年 11 月 4 日に初回金 21,000 円、平成 20 年 12 月 1 日から平成 25 年 7 月 1 日まで毎月 1 日限り金 10,000 円ずつ、最終回を平成 25 年 8 月 1 日に金 10,000 円として原告の指定する口座に振り込んで支払う
  - (2) 期限の利益の喪失  
支払いを 2 回分怠った時は、当然に期限の利益を失い、和解金額から既払い額を控除した金員に、その翌日以降完済に至るまで、年 29.2%の損害金を付し直ちに支払う
3. 被告は平成 21 年 5 月 1 日、平成 21 年 6 月 1 日の支払いを怠り、期限の利益を失った。

### 4. 返済の内訳は別紙取引明細書の通り。

なお、原被告間で締結した和解契約は原契約に基づく約定金額、すなわち利息制法の制限利率に引き直されていない金額を基に締結されたものであるが、原告は本件訴訟提起にあたり、被告の債務負担軽減に配慮して和解締結時の元本を利息制限法の制限利率に引き直した金額として請求するものである。

また、和解契約上の約定のうち、無利息とする事・支払いを 2 回怠るまでは期限の利益を失わないとする部分は、被告の債務負担の軽減に資する約定であることから、和解締結日から期限の利益を失うまでは無利息として計算した。

よって、原告は被告に対し、請求の趣旨記載の金員の支払いを求める。

原告は株式会社ワイドから、アペンタクル株式会社へ商号変更している。

尚、裁判手続における管轄裁判所は、原被告間の金銭消費貸借包括契約に基づく被告の原告に対する債務の義務履行地として、原告の本店所在地を管轄する裁判所とした。

これは正本である。

平成23年12月19日

宇都宮簡易裁判所

裁判所書記官 坂本 修

